

虐待防止及び対応の指針

公益社団法人茨城県看護協会鹿嶋訪問看護ステーション

1. 虐待防止に関する基本的な考え方

虐待は人権侵害であり犯罪行為という認識のもと「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（以下「高齢者虐待防止法」という）」及び虐待防止に関する関連法に基づき、利用者の尊厳の保持、人格の尊重を重視し、権利利益の擁護に資する看護・介護・介護支援サービスの提供を目的に本指針を定める。虐待の防止とともに以下の虐待の早期発見・早期対応に努め、虐待に該当する次の行為のいずれも行わない。

- ① 身体的虐待：身体に外傷が生じ、または生じる恐れのある暴行を加えること。または正当な理由なく利用者の身体を拘束すること。
- ② 性的虐待：わいせつな行為をすること又はわいせつな行為をさせること。
- ③ 心理的虐待：著しい暴言、著しく拒絶的な対応、著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
- ④ 放棄・放置：衰弱させるような著しい減食または長時間の放置、養護すべき義務を著しく怠ること
- ⑤ 経済的虐待：財産を不当に処分すること、または不当に財産上の利益を得ること。

2. 虐待防止検討委員会に関する事項

虐待発生防止と適切な対応に努める観点から「虐待防止委員会」を設置する。

3. 虐待防止のための職員研修に関する基本方針

虐待防止のための職員研修は、虐待防止及び対応に関する基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するとともに、本指針・マニュアルに基づき虐待の防止を徹底する為に必要な内容とする。研修は年1回以上実施、また、新規採用時には必ず実施する。研修実施後は実施内容を記録し保存する。

4. 虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針

被虐待者（本人）の権利擁護を最優先し、本人の意思の確認・尊重が重要である。虐待者（家族等）を罰することが目的ではなく、その行為の原因を探り抱えている問題が解消されるよう支援する。正確な情報収集と客観的判断、長期的にチームアプローチで解決を図っていく視点が重要である。また、個人情報・プライバシーへの配慮も必要である。

5. 虐待等が発生した場合の相談報告体制

虐待相談を受けたり虐待の事実を把握した場合は速やかに虐待防止責任者、委員に報告す

る。責任者は必要に応じ事実確認をおこなう。

業務上又は職務上関係のある団体及び者については、虐待の早期発見及び行政施策への協力の努力義務、虐待発見者の通報義務が規定されている。発見者は市町村等の高齢者虐待対応窓口へ通報し、緊急性の判断、事実確認に協力する。虐待の事実があった場合、その後の対応について協力する。

6. 成年後見制度の利用支援に関する事項

利用者またはご家族に対して必要に応じて利用可能な成年後見制度について説明し、求めに応じて適切な窓口を案内する等の支援を行う。

7. 当該指針・マニュアルの閲覧について

利用者はいつでも本指針・マニュアルを閲覧することができる。

8. その他

本指針・マニュアルに定める研修の他、積極的・継続的な研修参加により、利用者の権利擁護とサービスの質向上に努めるものとする。

* この指針は令和6年4月1日より施行する